

国語政策のための基礎的研究について

時 枝 誠 記

昭和三十四年三月六日、国立国語研究所は創立十周年を記念して祝賀の式典を挙行した。私は、国語学会を代表して祝辞を述べ、機会を与へられたので、それに便乗して、国語政策への基礎的研究といふものがどのやうなものであるべきかについての私の個人的見解をこれに付け加へて、研究所十年の歩みに対する感想とした。もとより限られた僅かの時間であつたために、委曲を尽すに至らなかつたことは止むを得ないことであつたが、言葉の不足や不用意から、思はぬ誤解が生ずることもあり得ることを惧れると同時に、私の感想に対する責任を全うする意味からも、少しくこれに補足的な説明を加へて、私の意のあるところを明かにして置きたいと思ふのである。

国立国語研究所は、その設置法第一条に、

国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くために、国立国語研究所を設置する。

とあり、また第二条第2項の(1)に、

国語政策の立案上参考となる資料の作成

といふことが、うたはれてゐて、国語研究所は、その設置のそも

その出発点から国民の言語生活或は国語政策の立案のための科学的調査研究といふことを主要な任務としてゐるものである。そして、このやうな趣旨の研究所の設置が要望されるに至つたのは、戦後の国語政策の根底に、確実な基礎理論が欠如してゐることが認められたこと、更により確実な理論に基づいて、国語の合理化や改善が促進されることを期待したからに他ならない。従つて、国語の合理化とは、何を意味するものか、国民の言語生活の科学的調査研究といふことがどのやうなものであるべきかを反省し思索することは、国語研究所に課せられた根本的な課題であるといはなければならないのである。

国語研究所の法規的使命がどのやうなものであらうとも、一般言語大衆の立場から云へば、研究所の科学的調査研究によつて、即時に国語が改善合理化されるであらうことを期待し、それほどまでに性急に考へない場合でも、そのやうな理想の表現に直ちに役立つやうな研究成果の出現を慫慂しようとするのも無理からぬことである。これらの要請に対して、研究所は、常にその創設の使命がどこにあるかを説明し、研究所の使命が、政策の立案にあるのでもなく、言語生活の実践の指導にあるのでもなく、それら

の立案や指導の基礎となる科学的調査研究にあることを強調し続けて来たことは、当然であるといはなければならない。研究所は、国語政策の立案や言語生活の指導を任務とする国語審議会とは別個のもので、この二つの機関がそれぞれの任務の相違を峻別し、自覚して、それぞれの機能を發揮しようと努力することは大切なことである。これは、丁度、国家において行政・立法・司法がそれぞれ独立して、相犯すことがあつてはならないのと同じである。その点から見て、国語審議会の会長が、国語研究所評議員会の会長を兼ねてゐる現状については、法規的には何等抵触することがないとしても、研究の自由と独立とを確保する立前から云つて、もつと筋を通すべきではないかと思つてゐる。もちろん、研究所現評議員会長土岐善麿氏個人のことを問題にしてゐるのではないのである。

(参考) 国立国語研究所設置法第六条2に、
評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

また、その3に、
所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。

○ 私、国語研究所十周年の式典に際して述べたさうやかな感想は、ここから出発するのである。当時の草稿に基づいて、次にこれを摘録することとする。

ところで、国語研究所が目標とし、使命とされて居ります国

民の言語生活の改善合理化のための基礎的科学的な調査研究といふことが、何を意味すべきかといふことになりますと、実は必ずしも明確ではなく、研究所を含めて、国語学界全体に課せられた今後の大きな問題ではないかと思ひます。

国語の基礎的科学的な調査研究といふことをいふ時、もし安易によりかからうとするならば、正統的な言語学国語学が示すところの記述方法がある。即ち国語を、音韻・語彙・文法の各部門に従つて資料を集め、これを記述して行く方法である。ところが、この研究調査は、何を研究調査の対象としてゐるかといへば、言語生活そのものではなく、言語生活以前の、言語生活において運用される場所の、資材的言語についての分析記述である。そこでは、言語生活そのものではなく、その基礎となつてゐる資材的言語を問題にしてゐるが故に、これこそ真に基礎的調査の名に値するものであるといふ論も成立し得るであらうが、果して安んじてそこに留まつてゐることが出来るであらうか。資材的言語の研究調査が成されるならば、それが国語政策の立案資料となり、国民の言語生活の指導的原理となり得ることを期待することが出来るであらうか。私が疑念を抱くのはその点である。私はここで一つの比喩を提出した。

今から約三十年ほど前、昭和の初に、私はニューヨークを通過したことがあります。何かの用事で、ラッシュ時刻に自動車はニューヨークの繁華街に乗り込まれたところ、停止信号のために自動車は蜿々と連なつて一歩も前進せず、止むを得ず車を乗り捨てて徒歩で用をすませたことがあります。

それから、三十年、自動車の数は数十倍にもものぼつたことでありませうし、区劃整理をするにも、あの高層建築では、手のつけやうもないことでせうし、この頃、ニューヨークでは自動車が円滑に運転してゐるのだらうかなんて想像することがあります。ところが、これは最近の東京での話になります。がある時、同じやうにタクシーを繁華街に乘入れて、停止信号の開くのを待つてゐる間に、運転士から聞いた話ですが——それはお客さんから聞いたのださうです——ニューヨークでは、殆どの道路が一方交通になつてゐて、しかも右折れだけしか許されない。だから、車は殆ど停止されることなく、河の流れのやうに淀みなく疾走してゐるといふのです。私は意外に感ずると同時に、なるほどと思つたことでありました。

我々の生活の中には、交通生活といふ生活の一部面があつて、他の生活と密接に機能的關係において結ばれてゐる。交通機関が円滑に運行しないところから、交通問題が発生し、これを解決するために交通政策が立案される。すべて、言語生活、言語問題、言語政策と同様に考へられる。言語政策に基礎的研究があるやうに交通政策にもその基礎的研究があるであらうといふことは当然考へられることである。一体交通政策の基礎的な研究調査といふものは、どのやうなものであらうか。もとより私はその方面に対しては門外漢であるが、ただ素人的推測をたくましくするならば、その一つは、ある地点に殺到して来る車の種類を分類し、數量を計算し、更にその車体の構造を分解し記述することである。交通

問題の基礎が自動車そのものにあるといふ見地に立てば、右のやうな基礎的研究の計画も可能にされて来るわけである。しかし、ニューヨーク警視庁が考へた交通政策の基礎的研究はそのやうなものではなかつたに違ひない。聞くところによれば、東京では、交通問題を緩和するために、新車の購入に極度の制限を加へてゐるといふ話である。車台の増加が、交通機能の減退を来すといふ見地に立てば、車輛数を抑へるといふこともその一方法であるに違ひないが、何と云つても、それは窮余の彌縫策に過ぎないことは明かである。ニューヨーク市のとつた方向は、恐らく、それとは反対に、すべての車を停止させることなく運行させるには、どのやうにしたならばよいかといふところに研究の焦点を置き、それが前述したやうな一方交通と左折れ禁止といふ方策になつたものと思ふのである。日本でも、最近までは、ロータリー式といふ名称で、十字路にこの方式が採用されてゐた。しかしこの方式は、狭い十字路では、川の流れをせきとめる結果になるために、次第に撤去されるやうになつた。ニューヨークは、この方式を町全体に適用し、町全体をロータリー式にしたものと考へられるのである。この交通政策で、忘れてならない重要な点は、距離といふものを全然無視したことである。たとへ隣の町に行く場合でも、それが逆コースの方向に当る場合には、大迂回をして行かなければならない。しかし、もし車が停止させられることなく、速力を以て運行出来る場合には、時間は距離を帳消しにして、距離は全然問題にならないのは当然である。距離が問題になるのは、徒歩の場合だけである。そこに交通政策の基礎理論と研究とがあ

るのである。

明治以来、国語問題が社会的問題として取り上げられてから、既に久しい。しかし、国語問題が、国語生活のどのやうな事実において発生するかを、科学的に追求することは、全然なかつた。全然ないといへば、云ひ過ぎになるかも知れないが、精々文字とか、かなづかひのやうな語を粗立てしてゐる要素についてしか考へられて来なかつた。これは丁度交通問題を、自動車の台数と車体の構造にしぼつて考へるやうなものである。食料問題を、食料の生産額だけで考へて、消費人口や輸送機能抜きにして考へるやうなものである。交通問題が、車の運行状態において発生するやうに、言語問題も、言語の受け渡し、即ち表現より理解への流れ、換言すれば伝達の事実の中に発生の原因があると見なければならぬ。そのやうに見て来ると、国語政策の基礎的研究は、伝達事実の分析と、問題発生の原因の究明にあるといふことになるのである。例へば、字体整理の場合を例にとつて見よう。字体を簡易化することが、問題解決の方策と一般には考へられてゐるが、そのやうな整理案の結果、新旧二つの字体が並存して、読書生活の際は、簡易化されるどころか、労力は倍加されたことになるのである。このやうな改善案は、一つの観念を表はす二つの通行文字を取捨して、一方だけを標準文字とするといふ方法とは、政策の基礎的な考へ方としては、根本的に異なるのである。一つの文構造形式が二つの文意に解せられるといふことも、文法としては、何等問題とすることではなくても、伝達上からは、誤解の原

因となることであつて、一つの大きな国語問題である。国語には正書法が確立されてゐないために、一語が、仮名でも漢字でも記載されるために、表現において、選択のための停滞が起こる。これはやはり一つの国語問題である。これは、一語が、仮名で記載されてゐないところに問題が発生するのでなく、一語が二様に記載されるために伝達が浮動するところに問題が発生するのである。一般に文字の難易を判定する基準は、字画の繁簡にあるやうに考へられてゐるが、これも伝達が習慣化してゐるか否かになることで、「子」は易しく「才」はむづかしいといふことになるのである。同音語や類音語が全般的に問題の対象になるのではないといふことが云はれるが、これも、伝達の問題として始めてそのやうなことが云はれるので、ただ語における観念と音との関係だけから判定するのは正しいとは云へないのである。

研究所が数年前に調査した語形の、「ゆれ」(「入口」はイリクテ、イハイ等。年)の問題は、話しことば・書きことば二途の問題等を含めて、問題発生場所は、伝達事実の中にあり、従つてその「ゆれ」が、単に表現を意味なく二重にしてゐるのか、それとも表現機能に関係するものであるかを問ふことが必要になつて来るのである。

言語政策において、世代の間に、断層が生ずるやうな突然変革は、努めて避けるべきであるといふことが云はれるのは、要するに言語の最も根本的な機能である伝達を阻害することを警戒したことには他ならないのである。言語は改善され、合理化されたが、伝達そのものが、遮断され複雑になるのでは、真の意味の国語生

活の改善とはいふことが出来ない。そのやうなことは、国語政策への基礎理論が正しく追求されてゐないところから起こつて来ることである。

国語政策への基礎的研究を、以上のやうな点に求める時、国語教育が、国語問題解決のための重要な手段であることの意味が明かにされて来る。国語教育は、読む、書く、話す、聞く、要するに伝達を成立させるところの実践指導であるから、伝達の成立を妨げてゐる幾つかの条件は、教育の力によつて、これを取り除くことが出来る筈である。これは、丁度食料問題が、食料そのものの増産によつてだけでなく、食料の配給を円滑にする輸送機関の改善によつても、その原因の一半が解消されるやうなものである。

最後に、国語政策への基礎的研究としての国語の歴史の研究についてである。国語の歴史の研究が、国語の将来の動向を推定するよりどころとなるといふ考へ方には、私ははかに賛成は出来ない。昨日かうであつたが故に明日はかうなるであらうといふ因果律が国語の歴史的研究から引出せるかどうか。国語の歴史的研究によつて、我々が知り得ることは、ある時代の国語を成立せしめた要因についてであつて、そこにそれ以後の国語を推定するものかを求め得ると考へるのは、国語史研究に対する過信ではないか。すべての文化の歴史について同様なことがいへるのではないからうか。機械論的、決定論的に歴史を見る考へ方は、ヨーロッパの言語史研究が、自然史への類推において処理し得るやうな面についてだけ、言語史を記述したためであらう。そこでは、言語に

作用する人間の意志は殆ど捨象されて、言語は変遷するものとしてのみ把握されてゐるのである。言語は、人間の力によつて相当長期間同一状態を維持することも出来れば、極めて短期間に変遷もするのである。ところが、言語に作用する保守の力を人為として軽く見て、革新の力を重要視し、変遷即ち言語のありのままの姿であると判断するのである。明治以後の国語政策の根底には、右のやうな歴史観が存在してゐたことは見逃すことが出来ない。国語政策への基礎的研究として国語史研究を考へやうとする場合、国語史とは如何なるものであるかを再検討してかかる必要があると思ふのである。

要するに、私が云ひたいことは、国語政策のための基礎的研究といふことは、言語生活の資料としての言語の分析記述にあるのではなく、言語生活そのもの、即ち表現理解の伝達過程の中に問題の根源を探索するといふ方向を取らねばならないといふことである。

—— 東京大学教授 ——